

(ご報告) としま居住支援バンク登録基準の緩和について

としま居住支援バンクの登録基準を平成 30 年 1 月より、緩和し運用することになりましたのでご報告いたします。

1. 緩和に至った理由

- (1) 現在まで実績が 2 件 (4 住戸)。申請される物件のほとんどが旧耐震や建築確認がとれないものばかりで登録に至らないケースが多い。
- (2) 新住宅 SN 法の登録住宅の基準は、耐震などを要件にしており、としま居住支援バンクと要件が被っていた。
- (3) 豊島区空家活用条例 (H30 年 4 月施行) でスタートする豊島区の空家登録制度は旧耐震も登録可能。要件を合せることで、4 月からは条例と 1 本化して運用していきたい。

2. 変更内容

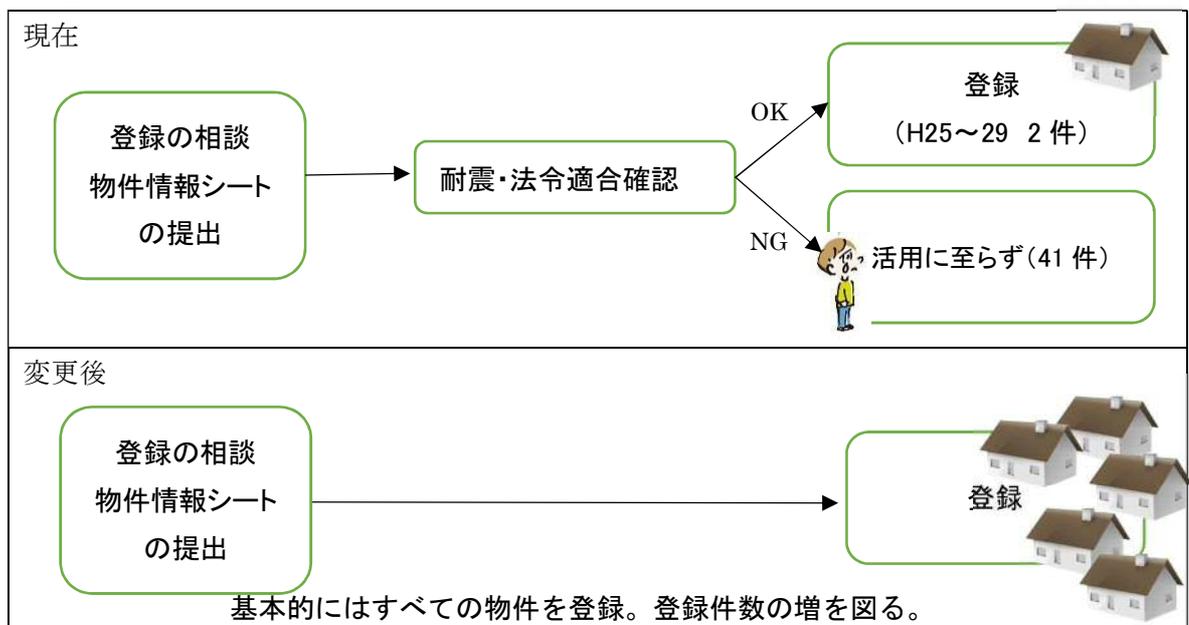
【現在】

- ① 豊島区内にある空き家
- ② 新耐震基準を満たすこと
- ③ 法令に適合している (確認済証・検査済証の有無、接道状況、消防法等)

【変更後】

- ① 豊島区内にある空き家
※京都市居住支援協議会参考 (H24~H29 登録数 約 4,800 件)

登録フロー



3. 留意されること

- ・旧耐震・法令不適合の物件を紹介することに伴う協議会の責任問題。
- ⇒入居者から誓約書を貰う、物件情報シートに免責事項を盛り込むことで回避する。別紙のとおり

空き家の登録に関する誓約書

豊島区居住支援協議会 会長 様

私は、としま居住支援バンクへ物件登録を申し込むに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 物件情報カードの記載事項に偽りはなく、本事業の趣旨を理解した上で申し込むこと。
- 2 としま居住支援バンクを通じて得られた情報については、自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないこと。
- 3 利用希望者との誠意ある交渉・契約に臨むこと。
- 4 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルが発生した場合は、物件登録者・利用希望者で解決すること。

年 月 日

物件登録者 住所 _____
氏名 _____ 印

としま居住支援バンク利用に関する誓約書

豊島区居住支援協議会 会長 様

私は、としま居住支援バンクの利用を申し込むに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 としま居住支援バンクを利用して得られた情報については、自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないこと。
- 2 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルが発生した場合は、物件登録者・利用希望者で解決すること。

年 月 日

物件利用者 住所 _____

氏名 _____ 印